

令和8年9月9日（水）に開催した令和8年度第6回公立大学法人静岡文化芸術大学役員会の結果は次のとおりである。

1 議案

（1）公立大学法人静岡文化芸術大学臨時職員就業規程の一部改正について

ア 趣旨

事務局から、静岡県内の最低賃金が令和8年10月15日に改定される見込みとなったことから、公立大学法人静岡文化芸術大学臨時職員就業規程に規定する臨時職員の基本賃金額を見直す旨の説明があった。

イ 主な意見・質問

特になし

ウ 審議結果

審議を踏まえ、議決された。

（2）専任教員の採用について

ア 趣旨

事務局から、専任教員採用公募について、専任教員の採用候補者を選考する面接等を実施し、計10名の採用候補者が決定したため、その採用について意見を求める旨の説明があった。採用予定日はいずれも令和9年4月1日である。

また、理事長から、採用後は5年間の実績で判断し無期雇用へ移行する旨の補足説明があった。

イ 主な意見・質問

特になし

ウ 審議結果

審議を踏まえ、議決された。

2 報告事項

（1）理事の任命について

事務局から、法人運営体制の一層の強化及び充実を図るため、本法人の理事として令和8年10月1日付けで河島伸子氏（非常勤）を任命する旨について報告があった。任期は令和12年3月31日までとする。

（2）第3期中期目標期間終了時に見込まれる業務の実績に関する評価結果及び第3期中期計画の変更について

事務局から、静岡県公立大学法人評価委員会より通知のあった第3期中期目標期間終了時に見込まれる業務の実績に関する評価結果について報告があった。

また、令和 8 年 6 月 24 日の経営審議会及び役員会で承認された第 3 期中期計画の変更について、県知事より変更認可された旨の報告があった。

(3) 令和 7 事業年度に係る財務諸表及び利益の処分の承認について

事務局から、県知事より令和 7 事業年度に係る財務諸表及び利益の処分について承認された旨の報告があった。

当期総利益の処分として 142,933,427 円の目的積立金（教育研究の質の向上及び組織運営改善積立金）への積立が承認された。

(4) カスタマーハラスメント対策の義務化への対応について

事務局から、令和 7 年 6 月に「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律等の一部を改正する法律」が公布され、令和 8 年 10 月から全ての事業主にカスタマーハラスメントを防止するために講ずべき措置が義務化されることから、本学においても、ハラスメント防止に関する規程の改正及び留意事項を作成し対応するとともに、学外向けに本学の対応を周知していく旨の説明があった。

(5) 2026 年度オープンキャンパス 実施報告

事務局から、8 月 8 日と 9 日に実施したオープンキャンパスについて、来場者アンケートの結果を含む報告があった。今年度はこれまでに最も多くの来場者数となった。

以上